

# 教育委員会会議録

令和3年3月25日（木）午後2時00分 開会

午後3時02分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

長谷川洋教育長、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員

## 3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、小林整次学習教育部長、稲垣直樹教育管理監

山田知子総合教育センター所長、酒井寿幸総務課長、稲垣宏恭教育企画課長

高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長、伊藤尚巳福利課長

大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長、伊藤孝明義務教育課長

鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長、佐藤孝総務課担当課長

星原秀晴総務課課長補佐

## 4 議席の指定

愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、長谷川教育長が議席を指定した。

## 5 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 6 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（4）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開において報告を受けることとした。

### （1）令和3年2月定例県議会の概要について

酒井総務課長が、令和3年2月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （2）愛知県公立学校教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラムの策定について

中田教職員課長が、愛知県公立学校教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラムの策定について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （3）令和3年度愛知県教員研修計画について

中田教職員課長が、令和3年度愛知県教員研修計画について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

資料8ページに「教員育成指標にある『多様性への理解と教育支援』を踏まえ、特別支援教育や外国人児童生徒教育を充実させるための愛知県独自の研修を実施する」とある。特別支援教育については、項目が多くあり読み取ることができたが、外国人児童生徒教育については、読み取ることができなかった。これまでは日系ブラジル人の多い地域において、日本語のサポートをすることが学校現場で一番重要であり、教員としてどう取り組むかの研修が必要であったが、これからは、児童生徒の国籍も事情も様々に変わってくるため、愛知県として力を入れていくべき内容であると思う。

(中田教職員課長)

資料6ページからの「(2)リーダー研修」の中で、「外国人児童生徒教育講座」を記載し、8ページの内容と同じ記述をしている。特別支援教育と外国人児童生徒教育の研修については、リーダー研修とスキル・アップ研修の両方にまたがるものとして整理している。

(4) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

7 請願

請願第18号 学校職員の勤務時間帯内（喫煙者の）禁煙等を求める請願。

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

これまで、一次喫煙、二次喫煙の危険性については認識していたが、残留受動喫煙いわゆる三次喫煙について今回初めて知った。資料にあるように、受動喫煙より毒性が高いという報告もあるようだが、三次喫煙の物理的な被害は報告されているのか。

(伊藤福利課長)

三次喫煙については、厚生労働省のホームページに記事があり、その結びの部分に「三次喫煙は新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかではありません。しかし、三次喫煙を防ぐ方法はすでに明らかで、それは屋内を完全禁煙にすることです。」と掲載されていることを承知しているのみである。

(岡田委員)

かつて喫煙していたが、子供が生まれる時に止めた。喫煙者の気持ちもわからないではないが、喫煙そのものが本人や他に害を与えているという事実が既に常識としてある。学校という教育環境の中では、子供たちを守る

ことを大前提として行動すべきであると思う。学校における禁煙対策は、校内全面禁煙という形で進んできている。今後、三次喫煙の影響が具体的に明らかになり、被害が出ているということになれば、解消すべきであるが、現段階では過度な制約は困難であると思う。今は、三次喫煙の影響について、教職員が認識を深めていくことが重要である。

請願第19号 愛知県公立高校入試「非常勤講師」の試験監督について、監督手当等の支給を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。  
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐々委員)

非常勤講師が入試業務に関わること自体があるのか。また、報酬・手当は支払う対象となっていないのか。

(中田教職員課長)

令和2年度から会計年度任用職員制度を導入し、非常勤講師の職務内容は、以前と比べて、変化している。従来は、授業のみを主たる業務として、他の業務は行わないものであり、入試業務に携わることはなかった。会計年度任用職員制度において、非常勤講師は、授業のみならず、授業準備・教材研究、授業の事後指導、その他校長が必要と認めた業務にも従事させることが可能となり、業務従事の実績に応じて、報酬が支給されることとなった。

なお、業務従事に対する対価として報酬が支給されている以上、その他の手当等について、支給する余地はない。

(佐々委員)

非常勤講師の入試業務はどのような業務内容か。

(小島高等学校教育課長)

非常勤講師の入試業務については、入試に関する様々な業務のうち、選抜委員や面接官など、直接評価をする業務は避けること、様々な業務内容を遂行する中で、主たる役はさせないこと、事前に入試業務に関する説明を十分に行うこととしている。

具体的には、受検者の案内、学力検査監督者の補助・副監督、得点を入力した結果の点検、校内の巡回、検査場の設営や撤収作業などは従事させることができることとしている。

## 8 議案

第5号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

高橋財務施設課長が、愛知県立新城東高等学校及び愛知県立新城高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第6号議案 愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について

大道生涯学習課長が、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第7号議案 愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

小島高等学校教育課長が、愛知県立学校に学校運営協議会を設置するため、愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

学校運営協議会について、類似のものは過去にあったか。また、県立学校3校で設置されるとのことであるが、今後の見通しはどうか。

(小島高等学校教育課長)

学校評議員制度があり、各学校に学校評議員を置いている。学校評議員は、学校に対し、個人の意見を述べることができるものであったが、今回の学校運営協議会は、組織として、学校と対等な立場で学校経営に関与していくこととなる。

来年度3校で導入し、その状況を見て、県内の他の学校に拡大していくか検討する。

(伊藤委員)

学校運営協議会の設置の努力義務が課されたため、愛知県においても設置することとしたとあるが、努力義務であれば、広く全体にやらなくてはならないのではないか。選択的に行う取組で十分であるという理解でよいか。

(小島高等学校教育課長)

昨年2月に策定した県立高等学校教育推進実施計画の中で、生徒が減少する地域における対応の一つとして、コミュニティ・スクールの設置を検討し、3校に設置するものである。令和2年7月1日現在の他県の状況を見ると、6府県が全校で導入しており、19都県が未設置となっている。今回設置する3校の状況を見ながら、拡大し、全校に導入するのか検討する。

(佐々委員)

第3条に記載されている基本的な方針というものは、今までも作られていたものか。校長の負担が増えるというものではないか。

(小島高等学校教育課長)

協議会の設置に関係なく、各学校において基本的な方針を定めている。協議会を設置するに当たり、新たに負担が生じるというものではない。

(佐々委員)

基本的な方針について、実際に承認を得ているという事例はあるか。校長が学校の運営を行うに当たり、足かせにならないか心配である。

(小島高等学校教育課長)

学校評議員などに対して説明することはあるが、承認を求めるようなことはない。協議会が設置されても学校運営の責任者が校長であることに変わりなく、協議会が学校運営を行うことを規定しているものではない。

(伊藤委員)

校長が推薦し、教育委員会が任命した委員に何かあった際、やめてもらう方法はあるか。

(小島高等学校教育課長)

第14条に定められている、第9条の規定に違反したとき等である。

(伊藤委員)

委員たるにふさわしくない非行とは、誰がどう判断するのか。

(小島高等学校教育課長)

基本的には、校長と教育委員会で相談することとなる。

(小林学習教育部長)

今回は規則であるが、更に細かい部分については、要綱を定め、内容を詰めていく。

(伊藤委員)

県が任命し、県の仕事を行うのであれば、職員に準ずる厳しさがあるということが伝わった方がよいと感じる。

(塩谷委員)

6府県では全校に設置しているということであったが、設置したことによって、魅力ある高校に変化していった、また、逆に問題が起きてしまったというような経過を知らせていただきたい。良い結果が得られるのであれば、早めに全校に設置すべきだと思う。

(小林学習教育部長)

コミュニティ・スクールは地域との連携であり、なじみが良いのはやはり小中学校である。都道府県によって、学区の割り方が異なっており、愛知県は大きく尾張・三河と中学区制をとっている。今回設置する3校のような、地域がある程度見えている学校での実施をまず考えた。人口が多く、何十という中学校区から生徒が通う学校で、コミュニティ・スクールが機能するかということも踏まえながら、検討していく。

#### 第8号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

小島高等学校教育課長が、令和3年度より愛知県立学校に学校運営協議会を設置することとし規則を制定すること、並びに新城東高等学校を廃止し新城東高等学校作手校舎を新城有教館高等学校作手校舎とすることに伴い、関係規定を

整理するため、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第9号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

鈴木特別支援教育課長が、愛知県立にしお特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

9 協議題

なし

10 その他

なし

11 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として伊藤委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、学校職員の勤務時間帯内（喫煙者の）禁煙等を求める請願。  
及び愛知県公立高校入試「非常勤講師」の試験監督について、監督手当等の支給を求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名